公益社団法人日本産科婦人科学会
Japan Society of Obstetrics and Gynecology

2025 年度
産婦人科専門医制度の概要と申請の手引き

対象

・2024 年度までに専門研修を開始した専攻医
・専門医資格の認定を申請する専攻医
・2025 年度に専門研修を開始する専攻医
・専門医資格の更新及び再認定を予定する専門医
・指導医資格の認定・更新・再認定を予定する専門医・指導医

2025 年 3 月

内 容 目 次

Ⅰ.産婦人科専門医制度

1. 目的 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 4
2. 産婦人科専門医とは ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 4

Ⅱ. 2024年度までに専門研修を開始した専攻医のために

1. 産婦人科専門研修について ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 5
2. 指導医への研修実績報告について ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 5
3. カリキュラム制（単位制）の概要とプログラム制からカリキュラム制への移行・・ 6
4. 専門研修を開始してから専門医認定審査の受験及び認定審査合格するまでの期間・ 6
5. 専門研修におけるハラスメント対策の相談窓口について ・・・・・・・・・・・ 7

Ⅲ. 2025年度に専門医資格の認定を申請するための研修期間の要件

1. 2017年度に専門研修を開始した専攻医 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 8
2. 2018～2021年度に専門研修を開始した専攻医 ・・・・・・・・・・・・・・・・・ 8
3. 2022年度に専門研修を開始した専攻医 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 8

Ⅳ. 2025年度に専門医資格の認定を申請するための研修実績の要件 ・・・・・・・・ 10

Ⅴ. 2025年度に行う専門医認定申請の手順

1. 認定一次審査 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 13
2. 認定二次審査 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 14

Ⅵ. 2025年度に専門研修を開始する専攻医のために

1. 産婦人科専門研修について ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 17
2. 専門研修開始と研修開始届について ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 17
3. 指導医への研修実績報告について ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 18
4. 専門研修を開始してから専門医認定審査の受験及び認定審査合格するまでの期間・ 18
5. 専門医資格の認定に必要な研修実績の要件 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 18
6. 専門研修におけるハラスメント対策の相談窓口について ・・・・・・・・・・・ 18

付録 専門研修開始年度とプログラム制/カリキュラム制による修了要件について ・・ 19

Ⅶ. 専門医資格の更新及び再認定

1. 専門医資格の更新 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 20
2. 2025年度の機構専門医更新申請 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 20
3. 専門医資格の再認定 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 21
4. 更新申請延期 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 21

Ⅷ. 2025年度の指導医の新規申請・更新・再認定申請

1. 指導医新規申請の資格要件 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 23
2. 指導医更新の資格要件 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 23
3. 指導医再認定の資格要件 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 24

4. 指導医資格の喪失 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 24
5. 本会が指定する指導医講習会 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 24
6. 指導医資格申請の手順 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 25

Ⅸ. 2016年度までに専門研修を開始した専攻医のための専攻医指導施設 ・・・・・・ 26

Ⅹ. 専門研修施設と専門研修プログラム
1. 専門研修施設と専門研修プログラム ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 27
2. 専門研修施設の基準と区分 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 27
3. 連携研修施設群の構成要件 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 27
4. 2026年度に専門研修を開始する専攻医のための専門研修プログラムの申請 ・・・ 27
5. 2027年度に専門研修を開始する専攻医のための新規専門研修施設の申請 ・・・・ 27
6. 2027年度に専門研修を開始する専攻医のための連携施設等を追加する場合の申請・ 28
7. 2025年度に行う専門研修施設認定の更新申請 ・・・・・・・・・・・・・・・・ 28
8. 2025年度に行うプログラム統括責任者の更新申請 ・・・・・・・・・・・・・・ 29
9. 専門研修プログラム・専門研修施設・プログラム統括責任者の随時の審査 ・・・ 29
10. 専攻医がカリキュラム制による専門研修を希望した場合の統括責任者の対応 ・・ 31

日本産科婦人科学会専門医制度委員会
委員長：関沢　明彦
副委員長、専門医委員会委員長：佐藤　豊実
副委員長、研修委員会委員長　：松村　謙臣
主務幹事・委員：小出　馨子
委員：青柳　陽子、五十嵐敏雄、石谷　健、　磯部　真倫、岩瀬　春子、植田　彰彦、
太田　剛、　加藤　育民、小林　裕明、小林　浩、　小松　宏彰、佐藤美紀子、
下屋浩一郎、杉下　陽堂、杉山　隆、　鈴木　直、　鈴木　幸雄、角　俊幸、
竹中　将貴、寺尾　泰久、徳永　英樹、永瀬　智、　中西研太郎、西郡　秀和、
福井　大和、村上　節、　安岡　稔晃、矢幡　秀昭、吉原　弘祐

本冊子は日本産科婦人科学会（以下、本会）の産婦人科専門医制度の概要及び申請方法についてまとめたものです。受験資格あるいは施設認定の要件は変更が加えられることがあるので、毎年2～3月頃に更新されます。産婦人科専攻医、産婦人科専門医、産婦人科専攻医指導に関わる全ての医師が本冊子を熟読するよう希望致します。

※金額はすべて税込表示

Ⅰ. 産婦人科専門医制度

1. 目的

本会の産婦人科専門医制度は1987年4月に発足しました、産婦人科専門医として有すべき診療能力の水準と認定のプロセスを明示する制度です。そこには医師として必要な基本的診療能力（コアコンピテンシー）と産婦人科領域の専門的診療能力が含まれます。本制度は、患者に信頼され、標準的な医療を提供でき、プロフェッショナルとしての誇りを持ち、患者への責任を果たせる産婦人科専門医を育成して、国民の健康に資する事を目的としています。

この目的を達成するため、本会は産婦人科研修の指導を行う施設の認定を行い、機関誌での特集や学術講演会時の教育プログラムの企画、また「産婦人科専門医のための必修知識」を定期的に刊行するなどして、産婦人科専門医をめざす医師（産婦人科専攻医、以下、専攻医）のために研修の場を提供してきました。また、産婦人科専門医を取得してからは、生涯研修の場を提供し、5年毎に資格更新審査することで、専門医の質を保証してきました。

2. 産婦人科専門医とは

産婦人科専門医は以下のような医師と規定されています。

産婦人科専門医は、本会会員であり、本会が定めた「産婦人科専門研修における到達目標」に沿って本会が認定した専門研修施設で一定期間以上の専門研修（専攻医としての研修）を修め、専門医認定試験に合格した医師です。産婦人科領域における広い知識、錬磨された技能と高い倫理性を備えた医師を専門医として認定しています。産婦人科専門研修後は標準的な医療を安全に提供し、疾病の予防に努め、将来の医療の発展のために研究マインドを持つことが求められます。産婦人科専門医は研修実績により5年毎に更新審査を受けます。

・産婦人科専門研修における到達目標（2023年3月4日改定版）
https://www.jsog.or.jp/medical/464/

産婦人科専門医に求められる技能は周産期、婦人科腫瘍、生殖・内分泌、女性ヘルスケアの4領域にわたります。産婦人科専門医はこれら全ての領域に関して十分な知識・技能を持ち、標準的な医療の提供を行います。また、必要に応じて産婦人科領域以外の専門医への紹介・転送の判断を適切に行い、産婦人科領域以外の医師からの相談に的確に応えることのできる能力を備えます。産婦人科専門医はメディカルスタッフの意見を尊重し、患者から信頼され、地域医療を守る医師です。

Ⅱ. 2024 年度までに専門研修を開始した専攻医のために

1. 産婦人科専門研修について

産婦人科専門医をめざして専門研修を行う医師を専攻医と呼びます。

2017年度までに研修を開始した専攻医は、本会の研修制度に基づく専門研修を行う一方、2018年度以降に研修を開始した専攻医は、日本専門医機構が認定する専門研修制度に基づく専門研修を行っていましたが、2021年度より日本専門医機構が認定する専門研修制度に一本化されました。これに伴い、**2017年度以前に学会研修制度で研修を開始した専攻医が2021年度以降に専門医認定審査を受験する際、2018年度以降に産婦人科専門研修を開始した専攻医と同じ研修実績を修了していることが必要であることにご注意下さい**（研修期間の要件は研修開始年度により異なります)。

専門医として修得すべき目標は本会から「産婦人科専門研修における到達目標（2023年3月4日改定版)」(URLは4頁を参照）として提示されています。全ての専攻医は、Web上で本会が提供する産婦人科研修管理システム（以下、研修管理システム）に経験症例などを記録し、専門研修指導医（以下、指導医）の評価が行われます。

産婦人科専門研修には「プログラム制」と「カリキュラム制（単位制)」の2種類があります。専攻医は原則的として「プログラム制」のもと、3年間の専門研修プログラムに基づき専門研修施設群において研修を行います。専門研修プログラムとは、本会が作成し機構が承認した「専門研修プログラム整備基準」に準じて専門研修施設群により作成されたもので、皆さんが行う研修について具体的に記載されています。専門研修施設群は専門研修プログラムに基づき皆さんが産婦人科専門医として十分な力量を備えるための研修を提供し、その目標が達成されているかどうかを指導医やプログラム統括責任者らが毎年評価します。

専門医資格は必ず3年間で取得しなければいけないというわけではありません。「プログラム制」専門研修で研修を修了することができない場合は「カリキュラム制」による研修を選択できます。「カリキュラム制」は「プログラム制」を補完する制度として「専門研修カリキュラム制（単位制）整備基準」に基づき整備されています。「カリキュラム制」は年限ごとの達成目標はありませんが、9年以内に必要なカリキュラムを満たすことが求められます。

産婦人科専門研修に関する整備基準は本会ホームページからダウンロードできます。
・研修プログラム制　：専門研修プログラム整備基準（プ整備基準）
・研修カリキュラム制：専門研修カリキュラム制（単位制）整備基準（カ整備基準）
https://www.jsog.or.jp/medical/471/

産婦人科専門研修では研修期間中に周産期、婦人科腫瘍、生殖・内分泌、女性ヘルスケアの領域を広く学ぶ必要があります。産婦人科専門医は標準治療を安全に提供し、疾病の予防に努め、将来の医療の発展のために基礎研究や臨床研究に積極的に関わることが求められます。専門医資格は皆さんがどれだけの実力を備えたかを客観的に評価するものです。皆さんが産婦人科医として医療に従事して行く中での一到達点であり、社会の要請に応えて皆さんの専門性を提示するためのものです。

2. 指導医への研修実績報告について

毎年の経験症例、学会発表、論文発表についての記録を3月末日までに、各自で研修管理システムに入力し、指導医あるいはプログラム統括責任者のチェックを受けて下さ

い。専攻医、指導医、プログラム統括責任者はこれをもとに研修内容を把握する資料にして下さい。後日照会がある可能性があり、データは5年間保管されます。

3. カリキュラム制（単位制）の概要とプログラム制からカリキュラム制への移行

2021年度からプログラム制を補完する制度としてカリキュラム制（単位制）が整備されました。専攻医は原則的として3年間の研修プログラムに基づくプログラム制で専門研修を行いますが、プログラム制で研修を行うことが適切でない合理的理由がある場合にはカリキュラム制での研修が選択できます。

以下に概要を示しますが、詳細は「専門研修プログラム整備基準」（プ整備基準）および「専門研修カリキュラム制（単位制）整備基準」（カ整備基準）（URLは5項参照）を参照するようにして下さい。

1）カリキュラム制による研修制度の対象となる専攻医

（プ整備基準項目33、カ整備基準Ⅱ-2）

合理的な理由により、3年を超えて専門研修を行う専攻医はカリキュラム制による研修を行うことができます。なお、2017年度以前に研修を開始した専攻医は、カリキュラム制として研修修了を目指すことになります。

2）プログラム制からカリキュラム制への移行

（カ整備基準Ⅵ-2）

カリキュラム制への移行を希望する場合はカリキュラム制に移行する理由と主たる研修施設群を付して提出し、本会中央専門医制度委員会および日本専門医機構がカリキュラム制研修を開始する理由について随時審査を行い認定します。カリキュラム制における主たる研修施設群とは、専攻医が主たる研修施設として登録する基幹施設が形成する専門研修施設群です。専門研修の研修期間登録、研修実績評価および修了判定は登録した基幹施設の統括責任者が行います。

3）カリキュラム制における専門医認定の条件

（プ整備基準項目33、53、54、カ整備基準Ⅳ-3）

(1) 研修期間

週4日以上かつ週32時間以上の常勤での勤務1か月分を1単位とし、勤務実態に応じて単位で登録します。研修期間の修了要件は単位数により判定されます。

※ 2017年度以前に研修を開始した専攻医は研修開始年度の規定に従い判定します。

(2) 研修実績

研修管理システムに登録し、研修プログラム制に準じ判定されます。

4. 専門研修を開始してから専門医認定審査の受験及び認定審査合格までの期間について

専攻医は専門研修開始から 9 年以内に専門研修を修了し 10 年以内に初回の専門医認定審査を受験して下さい。また、専門医認定二次審査の受験資格は研修修了時より 5 年間有効（初回試験＋再試験最大 4 回受験可能）です。9 年間で専門研修が修了しなかった場合や研修修了時より 5 年以内に二次審査に合格しなかった場合に専門医となるためには、日本専門医機構による専攻医登録を新規に応募し、一から新たに専門研修を行う必要があります。

註 1：産婦人科専門研修を開始した年度に関わらず、2020 年度以前に専門医認定二次審査を受験して不合格であった者が 2024 年度までに専門医認定二次審査に合格しない場合、2025 年度以降に専門医認定二次審査を受験するためには、一から産婦人科専門研修を開始して修了要件を満たす必要があります。

註 2：2021 年度以降に専門医認定二次審査を受験して不合格であった者が専門医認定二次審査を再受験する際には不合格になった試験（筆記試験または面接試験）のみの再受験を行って下さい。

5. 専門研修におけるハラスメント対策の相談窓口について

専攻医が十分な知識･経験を得るための適切な専門研修を受けることに関し、パワーハラスメントなどの人権問題が疑われる場合には、下記の連絡先から日本専門医機構または、本会中央専門医制度委員会に相談することができます。

・日本専門医機構ホームページ「専攻医相談窓口」:
https://jmsb.or.jp/senkoi/#an13
・本会事務局 中央専門医制度委員会：
e-mail：chuosenmoniseido@jsog.or.jp

Ⅲ. 2025 年度に専門医資格の認定を申請するための研修期間の要件

1. 2017年度に専門研修を開始した専攻医

下記の 1）2）3）4)の全ての条件が満たされていなければなりません。

1）2年間の新医師卒後臨床研修（初期研修）を完了している者（初期臨床研修制度が導入される前に卒業した医師を除く）

2）専門研修施設において常勤として通算3年以上の産婦人科の臨床研修を修了した者（註1）

3）専門研修施設における研修期間中、通算3年以上本会の会員である者（註2）

4）3年以上の専攻医の研修期間内に以下の要件を満たすこと:

(1) 常勤指導医の在籍する施設での専門研修が24か月以上あること

(2) 基幹施設での研修は6か月以上であること

(3) 最も研修期間が多い施設以外での研修が合計12か月以上あること

(4) 産婦人科専門研修制度においていずれのプログラムにおいても基幹施設となっておらず、かつ東京23区および政令指定都市以外にある連携施設または連携施設（地域医療）での地域医療研修が1か月以上含まれること

2. 2018～2021 年度に専門研修を開始した専攻医

（プ整備基準項目 33、54、カ整備基準Ⅳ-3 参照）

週4日以上かつ週32時間以上の常勤での勤務1か月分を1単位とし勤務実態に応じて単位で登録します。下記の 1）2）3）4）5)の全ての条件が満たされていなければなりません。

1）専門研修の期間が 36 単位以上あること

2）常勤指導医の在籍する施設での専門研修が 24 単位以上あること

3）基幹施設での研修は 6 単位以上であること

4）最も研修期間の単位が多い施設以外での研修が合計 12 単位以上あること

5）産婦人科専門研修制度においていずれのプログラムにおいても基幹施設となっておらず、かつ東京 23 区および政令指定都市以外にある連携施設または連携施設（地域医療）での地域医療研修が 1 単位以上含まれること

付記：3)5)以外の期間について、疾病での休職あるいは出産、育児や介護等に伴う休業は合計 6 か月以内をフルタイムの研修期間とすることができます。なお、疾病の場合は診断書を、出産、育児の場合は出産を証明するもの、介護の場合は家族が要介護状態にある事実を証明できるものを提出する必要があります。

3. 2022年度に専門研修を開始した専攻医

（プ整備基準項目33、53、54参照）

下記の 1）2）3）4）5)の全ての条件が満たされていなければなりません。

1）専門研修施設において常勤としての専門研修の期間が 3 年あること（註 1）

2）基幹施設での研修は 6 か月以上であること

3）同一施設での研修が 24 か月以内であること

4）常勤指導医がいない施設での地域医療研修は 12 か月以内であること

5）産婦人科専門研修制度においていずれのプログラムにおいても基幹施設となっておらず、かつ東京 23 区および政令指定都市以外にある連携施設または連携施設（地域医療）での地域医療研修が 1 か月以上含まれること

註 1：

1）以下のいずれかを満たしていれば常勤相当と見なします。

(1) 週 4 日以上かつ週 32 時間以上の勤務。
(2) 育児短時間勤務制度を利用している場合は、週 4 日以上かつ週 30 時間以上の勤務。
(3) (1)、(2)以外でも、中央専門医制度委員会の審査によって同等の勤務と認められた場合。

2) 専門研修プログラム期間中の疾病、出産、育児や介護等に伴う常勤の休止期間(休職・休業・常勤に満たない短時間雇用)は合計6か月以内を研修期間に含めることを認めます。
3) 2020 年度以降に研修を開始した者の疾病での休職、または出産、育児や介護等に伴う休業、あるいは自衛隊幹部学校入校による専門研修開始の遅れは 6 か月（9 月末日）まで認めます。
4) 上記 2)、3) に該当する者は疾病の場合は診断書を、出産、育児の場合は出産を証明するもの、介護の場合は家族が要介護状態にある事実を証明できるものを提出する必要があります。また、2)、3)の期間を除いた常勤での専門研修期間が通算 2 年半以上（2017 年度以降に専門研修を開始した場合は、この期間に基幹施設での 6 か月以上の研修および 2024 年度までに研修を開始した専攻医は 1 か月以上の地域医療研修を、2025 年度以降に研修を開始する専攻医は 3 か月以上の地域医療研修を含む）必要です。
5) 留学、病棟勤務のない大学院の期間は研修期間にカウントできません。

註 2：
9 月末日までに地方委員会に入会の手続きを終了した方に限り 1 年間の会員歴に算定されますが、10 月以降に入会した場合その年度は 1 年間と算定されません。

Ⅳ. 2025 年度に専門医資格の認定を申請するための研修実績の要件

2020年度までは本会の研修制度に基づき専門医認定審査を行いましたが、2021年度以降は日本専門医機構による専門医認定審査をもって専門医として認定されます。

2017年度以前に学会研修制度で研修を開始した専攻医が2025年度に専門医認定審査（二次審査：筆記および面接試験）を受験する際、2025年3月末時点で2018年度以降に産婦人科専門研修を開始した専攻医と同じ研修実績があることが必要です。

1）実地経験目録

（プ整備基準項目10、53参照）

専門研修開始後の症例（初期研修期間の症例は含みません）より選び、研修管理システムで登録して下さい。施設群内の外勤等で経験した分娩、帝王切開、腹腔鏡下手術、生殖補助医療などの全ての症例は、その症例の経験時に常勤している施設の研修実績に加えることができます。

a)分娩症例150例以上、ただし以下を含む（(4)については(2)(3)との重複可）
- (1) 経腟分娩：立ち会い医として100例以上
- (2) 帝王切開：執刀医として30例以上
- (3) 帝王切開：助手として20例以上
- (4) 前置胎盤症例(あるいは常位胎盤早期剝離症例)の帝王切開術(執刀医あるいは助手として)5例以上

b)子宮内容除去術、あるいは子宮内膜全面掻爬を伴う手術執刀10例以上（稽留流産を含む）
なお、子宮鏡下手術は子宮内膜全面掻爬を行なった場合のみ含まれます

c)腟式手術執刀10例以上（子宮頸部円錐切除術、子宮頸管縫縮術を含む）

d)子宮付属器摘出術（または卵巣嚢胞摘出術）執刀10例以上（開腹、腹腔鏡下を問わない）

e)単純子宮全摘出術執刀10例以上（開腹手術5例以上を含む）

f)浸潤がん（子宮頸がん、体がん、卵巣がん、外陰がん）手術（執刀医あるいは助手として）5例以上（上記 e)との重複可）

g)腹腔鏡下手術（執刀あるいは助手として）15例以上（上記 d)、e)と重複可）

h)不妊症治療チーム一員として不妊症の原因検索（問診、基礎体温表判定、内分泌検査オーダー、子宮卵管造影、子宮鏡等)、あるいは治療（排卵誘発剤の処方、子宮形成術、卵巣ドリリング等）に携わった経験症例5例以上（担当医あるいは助手として）

i)生殖補助医療における採卵または胚移植に術者・助手として携わるか、あるいは見学者として参加した症例5例以上

j)思春期や更年期以降女性の愁訴（主に腫瘍以外の問題に関して）に対して、診断や治療(HRT含む)に携わった経験症例5例以上（担当医あるいは助手として）

k)経口避妊薬や低用量エストロゲン・プロゲスチン配合薬の初回処方時に、有害事象などに関する説明を行った経験症例5例以上（担当医あるいは助手として）

2）症例記録および症例レポート

（プ整備基準項目53参照）

専門研修開始後の症例（初期研修期間の症例は含まれません）より選び、研修管理システムに入力し登録して下さい。分野の選択は「産婦人科専門研修における到達目標（2023年3月4日改定版）」(https://www.jsog.or.jp/medical/464/)に基づき行って下さい。

(1)症例記録（10症例）

専門研修中に専門研修施設で主治医として診断から治療まで管理した症例の中でその症例の主たる臨床経過が研修期間内に収まる10症例を選び、病歴および診療内容についてそれぞれ1000字以内にまとめ、研修管理システムへ入力して下さい。**症例は周産期、婦人科腫瘍、生殖・内分泌、女性ヘルスケアの各分野2症例以上ずつを選んで下さい。**
また、症例レポートと同じ症例は症例記録には使用できません。

(2)症例レポート（4症例）

専門研修中に専門研修施設で主治医として診断から治療まで管理した症例の中から
周産期、婦人科腫瘍、生殖・内分泌、女性ヘルスケアの各分野1症例ずつ計4症例について、「問診―精査―評価―診断―管理」の一連の流れを800字以内にまとめ、研修管理システムへ入力して下さい。**作成にあたっては「症例レポートを作成する際の注意事項（2023年12月公開版）」(https://www.jsog.or.jp/medical/558/)を参考にして適切に作成して下さい。**
図あるいは表が必要な場合は症例レポート登録画面の所定場所に添付して下さい。
症例記録10例と同じ症例は使用できません。

3) 学術活動

（プ整備基準項目12、53参照）
申請年の3月31日までの期間に以下を満たすことが必要です（初期研修期間中のものも含めることができます）。

(1)学会発表

本会中央専門医制度委員会が定める学会・研究会で筆頭者として1回以上発表していること（註1）

(2)論文発表

産婦人科に関する論文で、本会中央専門医制度委員会が定める医学雑誌に筆頭著者として論文1編以上発表していること（註2）

註１： 本会中央専門医制度委員会で承認され、参加すると日本専門医機構単位が付与されるもの。
註２： 原著・総説・症例報告のいずれでもよいが、抄録、会議録、書籍などの分担執筆は不可である。査読制（編集者による校正を含む）を敷いている雑誌であること。査読制が敷かれていれば商業誌でも可であるが院内雑誌は不可である。ただし医学中央雑誌またはMEDLINEに収載されており、かつ査読制が敷かれている院内雑誌は可とする。申請年の３月31日までに掲載された論文、または、掲載が決まった論文であることが必要である。

4)学術集会・研修会参加

（プ整備基準項目53参照）
産婦人科専門研修開始から申請年の3月31日までの期間（初期研修期間中を含まない）に以下を満たすことが必要です。

a)日本産科婦人科学会学術講演会に1回以上参加していること
b)日本専門医機構が認定する専門医共通講習 必修講習Aを3回(医療安全1回、医療倫理1回、感染対策1回)受講していること

機構に承認を受けた施設内の講習会や日本医師会の講習会等で受講した共通講習 必修講習Aも単位として申請できます。本会以外の共通講習 必修講習Aの受講証明書をお持ちの場合は会員ポータルの「単位情報」ページの「他学会主催の共通講習単位申請」ボタンより申請して下さい。

c)日本専門医機構が認定する産婦人科領域講習を10回以上受講していること

※ WEB 開催やハイブリッド開催で取得した単位は、現地で参加し取得した単位と同様の扱いといたします。

※ e-learning による共通講習（必修講習 A）および産婦人科領域講習の上記単位の取得上限を恒常的に撤廃いたします（https://www.jsog.or.jp/medical/571/）。e-learning は会員ポータルにある「e-learning」の機構認定受講単位の表示がある項目で閲覧ができます。受講を完了するためには設問 5 問中、4 問以上の正解が必要です。決済を経た受講単位のみが有効となります。クレジットカード、コンビニ決済あるいは銀行振込でお支払い下さい。銀行振込の場合、振込手数料は申請者にご負担いただくことになります。

5) 到達度（形成的）評価

（プ整備基準項目17、47、53参照）

プログラム制ではそれぞれの専門研修施設群が作成した専門研修プログラムに研修目標が定められています。研修管理システム上で、到達度(形成的)評価は少なくとも12か月に1度、専攻医自身の自己評価に加え、指導医による評価が必要です。専攻医の自己評価及び指導医の評価が5段階評価のうち低い（「1.」または「2.」）項目については改善のためのフィードバックをコメント欄に記入して下さい。カリキュラム制での専門研修の場合は年度毎の研修目標は規定されておらず、到達度(形成的)評価は不要です。

6) 総括的評価

（プ整備基準項目19、22、53参照）

総括的評価は専門医認定申請年(研修修了要件を満たす年)の3月末時点で、専攻医自身に加え、プログラム統括責任者が評価を行います。専門医認定のためには総括的評価において全修得目標に対し専攻医の自己評価が「3. 最低限達成した」以上、プログラム統括責任者の評価が「3. 普通」以上であることが必要です。

Ⅴ. 2025 年度に行う専門医認定申請の手順

1. 認定一次審査

1) 申請資格（Ⅲ項参照）

2) 申請に必要な修了要件（Ⅳ項参照）

3) 研修記録、総括的評価等の登録

専門医認定審査を受けるためには、申請に必要な修了要件を満たしていることの判定を受ける必要があります。このために、専門医認定審査申請を希望する専攻医は2025年4月15日までに研修管理システム上で研修実績、総括的評価等の登録を完了して下さい。手術・手技については、プログラム統括責任者または連携施設担当者が経験症例数に見合った技能であることを確認します。専門研修プログラム管理委員会が2025年4月15日までに修了判定を行い、研修管理システム上で登録します。

研修修了から修了判定を経て、専門医認定申請を行うまでの手順を本会ホームページ（https://www.jsog.or.jp/medical/456/）に掲載しておりますので、ご参照下さい。

※ 修了判定終了後は、研修管理システムに登録した研修記録等の修正を行えなくなりますのでご留意下さい。
※ 研修期間に関して、2017年度以降に研修を開始した専攻医はプログラムが認める場合に6か月以内であれば産婦人科以外の研修も可としますが、産婦人科研修開始時に当該科の研修が認められていることが必要です。
※ 2021年度の専門医認定審査申請者までは申請年の4月に開催される日産婦学術講演会の参加や受講単位を専攻医研修の修了要件に含めることを認めてきましたが、2022年度以降の専門医認定審査申請においては、他の活動期間（修了要件にカウントできる期間）に合わせ申請年の3月31日までの単位を審査対象といたします。申請年に開催される日産婦学術講演会での単位は対象外となります。

4) 申請書作成と審査料の納入

専門研修プログラム管理委員会が修了判定を行ったのち、専攻医の会員ポータルメニューに表示されている専門医認定審査申請ボタンより申請ページへ進み、指示に従って申請を行って下さい。

【STEP.1　審査申請書の作成】

1. 申請者情報の確認

登録項目は一部を除き、会員ポータルに登録されている情報が自動的に表示されます。表示内容に誤りがある場合は会員ポータルの「本人情報の確認」ページより修正して下さい。

※ 本人情報変更を行った場合、変更事項の反映までに数日を要する場合があります。余裕を持って変更を行うようにして下さい。

2. 医師免許証の登録

医師免許証をPDF形式で取り込み、会員ポータルの「本人情報の確認」ページからアップロードして下さい。

3. 申請用写真の登録

申請書類に使用する申請者本人の顔写真を登録します。

※ 6か月以内に撮影した単身胸から上の写真 （正面、無帽)をご用意下さい。
※ 申請写真は受験票に使用されますので、ご留意下さい。

【STEP.2　審査料の納入】

審査料をクレジットカード、コンビニ決済あるいは銀行振込でお支払い下さい。銀行振込の場合、振込手数料は申請者にご負担いただくことになります。

審査料は49,500円です。

※ 審査料の納入はシステムに自動反映されますが、コンビニ決済や銀行振込の場合、システム反映までに数時間から1日程度要する場合があります。余裕をもって行って下さい。
※ 2022年度から日本専門医機構が登録料を直接徴収することに伴い、専門医認定審査料を49,500円に変更しました。なお、審査合格者の支払総額に変更はありません。
※ 一旦納入された審査料は返還いたしません。

【STEP.3　専門医認定審査の申請】

専門医認定審査の申請を行います。
一度申請を行った後は申請者情報や申請用写真等の申請内容は修正できません。

5) 専門医認定審査申請期間

受付期間：**2025年4月16日～5月15日（2024年度から受付期間を変更いたしました。）**
審査は年1回です。申請期間を厳守して下さい。

6) 申請書類の監査

申請内容に不備がある場合は、修正の指示をメールで行います。指定の期間内に研修管理システムにおいて修了要件の指摘箇所を修正し修正版の提出を行って下さい。必要があれば、受験資格審査のために提出された書類について、本会中央専門医制度委員会が出願者の研修記録について実地調査を行うことがあります。その実地調査は出願者が研修を行った研修施設の管理者責任者（施設長）に委託するか、研修施設の許諾を得て中央専門医制度委員会で実施します。**不正が明らかとなった場合、もしくはそれに準ずる行為と判断された場合には申請自体を却下します。一次審査合格後にそれらが明らかとなった場合には、一次審査に遡って合格が取り消されます。**

7) 認定一次審査の合否連絡

(1) 一次審査の合否は2025年6月末迄に中央専門医制度委員会より申請者に通知します。
(2) 合格者には二次審査の実施日時、会場などについても同時に連絡します。
二次審査の実施日時、会場などの案内等は専門医関連システム上で閲覧できます。

2. 認定二次審査

二次審査は、中央専門医制度委員会が担当します。
二次審査は、書類審査とCBT試験及び面接試験（口頭試験）です。

・専門医認定二次審査の筆記試験は2025年度よりCBT試験（コンピュータを使った試験方式）に変更となります。2024年度までに筆記試験に合格した者はCBT試験への受験は不要です。CBT試験では当日に写真付き本人確認書類の提示が必要です。詳細は申請者に通知します。

・面接試験の受験票は専門医関連システムの一次審査合格通知ページよりダウンロードし、A4用紙にカラー印刷した上で、二次審査当日は試験会場に忘れず持参して下さい。

1）試験期日（予定）

2025年7月26日（土）午後 CBT試験
2025年7月27日（日）全日 面接試験

2）試験方法

CBT試験、試験官による面接試験、症例レポートなどにより評価します。

【CBT試験】

(1) 試験時間は180分です。
(2) 問題は、周産期、婦人科腫瘍、生殖・内分泌、女性ヘルスケアの4分野から120題出題されます。
(3) 問題には感染対策、医療倫理、医療安全や医療保険制度に関するものも含まれます。
(4) 出題範囲は、学会が定めた「産婦人科専門研修における到達目標」に基づいています。
(5) 出題水準は、産婦人科専門医に求められる知識および技能とします。
(6) 準備の際には、「産婦人科専門医のための必修知識」、「専門医筆記試験 過去問題・解説集」、産婦人科関連のガイドライン等を参考にして下さい。試験問題は「産科婦人科用語集・用語解説集改訂第4版」に準拠した用語を用いて作成されます。

＊ 総合点にかかわらず、知識が偏っている場合は不合格となります。

【面接試験】

(1) 試験時間は1受験者につき20分程度です。
(2) 試験方法は、試験官を患者または家族と想定し、疾患についての説明を行い、理解と同意（インフォームド・コンセント）を取得するロールプレイ形式で実施します。産婦人科専門医としてふさわしい態度、知識、技能を備えているかどうかについて評価します。症例レポートの内容も評価の対象になります。

3）試験会場

東京：

【CBT 試験】大宮駅西口会場（埼玉）、千葉新町会場（千葉）、立川駅北口会場（東京）、町田会場（東京）、御茶ノ水ソラシティ会場（東京）、新宿駅西口会場（東京）、池袋駅西口(藤久ビル西 1 号館)会場（東京）、西新宿・都庁前会場（東京）、新橋航空会館会場（東京）、横浜駅鶴屋町会場（神奈川）

【面接試験】都市センターホテル

大阪：

【CBT 試験】名古屋駅前会場（愛知）、京都烏丸御池会場（京都）、梅田会場（大阪）、中津会場（大阪）、天満橋駅前 OMM ビル会場（大阪）、あべの天王寺会場（大阪）、岡山駅東口会場（岡山）

【面接試験】AP 大阪淀屋橋

＊ 専門医認定審査の**申請時**に北海道、東北、関東、北陸ブロックに所属する者は**東京**で、東海、近畿、中国、四国、九州、沖縄ブロックに所属する者は**大阪**で受験することになります。申請後に異動になった場合の変更はありません。

＊　CBT 試験会場は専門医認定審査の申請の際に第 1～3 希望を申告してもらい、その情報をもとに決定します。受験票をもって会場の通知にかえさせていただきます。
なお、希望にそえない場合がありますことを予めご承知おきください。
＊　CBT 試験会場の詳細は、以下の Web ページにてご確認ください。
プロメトリック株式会社　ホームページ 「試験会場一覧・検索」:
https://www.prometric-jp.com/examinee/hall/

4) 本会による認定審査の結果通知

本会での二次審査の合否は2025年9月末までに各申請者宛に通知します。
審査合格者は、産婦人科専門医の候補者として本会より機構へ推薦され、機構による審査を受けることになります。

5) 機構による認定審査の結果通知

機構による審査の合格をもって産婦人科専門医と認定されます。該当者は機構のシステム上で専門医登録申請を行う必要があります。詳細は、2026年1月下旬頃に機構により該当者へ直接通知される予定です。 認定証は2026年4月1日付で機構から交付されます（送付は2026年3月頃になります)。

6) 専門医氏名の公表

専門医認定審査合格者の氏名は2026年3月頃に本会ホームページ及び日産婦誌にて公表予定です。

7) 専門医資格の有効期間

専門医資格は 2026 年 4 月 1 日から 2031 年 3 月 31 日までです。

Ⅵ. 2025 年度に専門研修を開始する方のために

1. 産婦人科専門研修について

産婦人科専門医をめざして研修を行う専攻医は、専門研修開始の前年度に日本専門医機構へ専攻医登録・応募を行った上で2年間の新医師卒後臨床研修（初期研修）修了後に産婦人科専門研修を開始します。専攻医登録・応募の時期や方法については日本専門医機構のHP(https://jmsb.or.jp)を参照して下さい。産婦人科専門研修を開始するためには本会会員であることが必要です。日本専門医機構への専攻医登録に加え、本会には専門研修開始年の9月末日までに入会して下さい。それを過ぎるとその年度を専門研修期間に含めることができなくなります。

専門医として修得すべき目標は本会から「産婦人科専門研修における到達目標」(URLは4頁を参照）として提示されています。全ての専攻医は、Web上で本会が提供する研修管理システムに経験症例などを記録し、指導医により評価が行われます。

産婦人科専門研修には「プログラム制」と「カリキュラム制（単位制)」の2種類があります。専攻医は原則的として「プログラム制」のもと、3年間の専門研修プログラムに基づき専門研修施設群において研修を行います。専門研修プログラムは専門研修施設群により「専門研修プログラム整備基準」に準じて作成され、皆さんがどのように研修を行うかを具体的に示したものです。専門研修施設群は専門研修プログラムに基づき皆さんが産婦人科専門医として十分な力量を備えるための研修を提供し、その目標が達成されているかどうかを指導医、プログラム統括責任者らが毎年評価します。

専門医資格は必ず3年間で取得しなければいけないというわけではありません。「プログラム制」専門研修で研修を修了することができない場合は「カリキュラム制」による研修が選択できます。「カリキュラム制」は「プログラム制」を補完する制度として「専門研修カリキュラム制整備基準」に基づき整備されています。「カリキュラム制」では年限ごとの達成目標がなく、9年以内に必要なカリキュラムを満たすことが求められます。

産婦人科専門研修に関する整備基準は本会ホームページからダウンロードできます。
・研修プログラム制　：専門研修プログラム整備基準（プ整備基準）
・研修カリキュラム制：専門研修カリキュラム制（単位制）整備基準（カ整備基準）
https://www.jsog.or.jp/medical/471/

産婦人科専門研修では研修期間中に周産期、婦人科腫瘍、生殖・内分泌、女性ヘルスケアの領域を広く学ぶ必要があります。産婦人科専門医は標準治療を安全に提供し、疾病の予防に努め、将来の医療の発展のために基礎研究や臨床研究に積極的に関わることが求められます。専門医資格は皆さんがどれだけの実力を備えたかを客観的に評価するものです。皆さんが産婦人科医として医療に従事して行く中での一到達点であり、社会の要請に応えて皆さんの専門性を提示するためのものです。

2. 専門研修開始と研修開始届について

専門研修を開始するためには、日本専門医機構への専攻医登録に加え、①初期研修修了後であること、②本会へ入会していること、③研修管理システム使用料を入金していること、の3点が必要です。

専門研修を開始した専攻医は研修開始年度の9月30日までに、初期研修修了証を研修管理システムにWeb上で登録する必要があります。なお、研修管理システムへの登録がなさ

れていない場合や、何らかの理由で9月30日よりも手続きが遅れる場合には、プログラム統括責任者に相談して下さい。

研修管理システム使用料は専攻医個人ではなく、研修プログラム単位で各基幹施設が本会中央専門医制度委員会へ入金を行います。専門研修開始手続きが開始年度の9月末までに完了すれば、その年度の4月1日に遡って専門研修が認められますが、10月以降の場合はその年度は1年間と算定されません。

3. 指導医への研修実績報告について

毎年の経験症例、学会発表、論文発表についての記録を3月末日までに、各自で研修管理システムに入力し、指導医あるいはプログラム統括責任者のチェックを受けて下さい。専攻医、指導医、プログラム統括責任者はこれをもとに研修内容を把握する資料にして下さい。後日照会がある可能性があり、データは5年間保管されます。

4. 専門研修を開始してから専門医認定審査の受験及び認定審査合格までの期間について

（プ整備基準項目 11、25、33、53、54、カ整備基準Ⅳ参照）

専攻医は原則として専門研修開始から 3 年間で専門研修を修了します（プログラム制）。3 年を超える場合でも 9 年以内に専門研修を修了し 10 年以内に初回の専門医認定審査の受験を行って下さい(カリキュラム制)。また、専門医認定二次審査の受験資格は研修修了時より 5 年間有効（初回試験＋再試験最大 4 回受験可能）です。9 年間で専門研修が修了しなかった場合や、初回受験を含めて 5 年以内に二次審査に合格しなかった場合、専門医となるためには日本専門医機構による専攻医登録に新規に応募し、一から新たに専門研修を行う必要があります。

基幹施設、連携施設、地域医療それぞれの研修期間の要件が定められています。詳細は「専門研修プログラム整備基準」および「専門研修カリキュラム制（単位制）整備基準」の最新版をご確認下さい。

https://www.jsog.or.jp/medical/471/

5. 専門医資格の認定に必要な研修実績の要件

（プ整備基準項目10、12、53、カ整備基準Ⅴ参照）

専門研修期間中に整備基準が変更となる可能性があります。詳細の確認は常に「専門研修プログラム整備基準」および「専門研修カリキュラム制（単位制）整備基準」の最新版を参照するようにして下さい。

https://www.jsog.or.jp/medical/471/

6. 専門研修におけるハラスメント対策の相談窓口について

専攻医が十分な知識･経験を得るための適切な専門研修を受けることに関し、パワーハラスメントなどの人権問題が疑われる場合には、下記の連絡先から日本専門医機構または、本会中央専門医制度委員会に相談することができます。

・日本専門医機構ホームページ「専攻医相談窓口」:
https://jmsb.or.jp/senkoi/#an13
・本会事務局 中央専門医制度委員会：
e-mail：chuosenmoniseido@jsog.or.jp

付録　専門研修開始年度とプログラム制/カリキュラム制による修了要件について

・専門研修はプログラム制を原則とし、プログラム制での研修で研修を行うことが適切でない合理的理由がある場合にカリキュラム制に移行する理由と主たる研修施設群を付して提出し、本会中央専門医制度委員会および日本専門医機構が認定すればカリキュラム制へ移行できます（随時審査）。

・専門研修開始年度、研修制度区分(プログラム制/カリキュラム制)によらず、研修期間以外の修了要件は2018年度以降に専門研修を開始した専攻医と同一です。

・研修期間の修了要件は専門研修開始年度、研修制度区分(プログラム制/カリキュラム制)により異なります。以下に概要を示しますが、詳細は該当の項を参照して下さい。

専門研修開始年度、研修制度区分別の研修期間の修了要件一覧

研修開始年度	研修制度	研修期間の修了要件
2017年度	カリキュラム制	**2017年度に研修を開始した場合の研修期間要件に従う**（本手引き：8頁 参照） (1) 常勤指導医の在籍する施設での専門研修が24か月以上あること (2) 基幹施設での研修は6か月以上であること (3) 最も研修期間の単位が多い施設以外での研修が合計12単位以上あること (4) 地域医療研修が1か月以上含まれること（註1）
2018年度～ 2024年度	プログラム制	**3年間で専門研修を修了**（プ整備基準項目11、25、33、53、54 参照） (1) 専門研修施設において常勤として通算3年以上あること (2) 基幹施設での研修は6か月以上であること (3) 同一施設での研修が合計24か月以内であること (4) 常勤指導医がいない施設での地域医療研修は12か月以内であること (5) 地域医療研修が1か月以上含まれること（註1）
	カリキュラム制	**3年を超えて9年以内に専門研修を修了**（カ整備基準Ⅳ 参照） (1) 専門研修の期間が36単位以上あること (2) 常勤指導医の在籍する施設での専門研修が24単位以上あること (3) 基幹施設での研修は6単位以上であること (4) 最も研修期間の単位が多い施設以外での研修が合計12単位以上あること (5) 地域医療研修が1単位以上含まれること（註1）
2025年度以降	プログラム制	**3年間で専門研修を修了**（プ整備基準項目11、25、33、53、54 参照） (1) 専門研修施設において常勤として通算3年以上あること (2) 基幹施設での研修は6か月以上であること (3) 同一施設での研修が連続した3か月以上で、かつ、合計24か月以内であること (4) 常勤指導医がいない施設での地域医療研修は12か月以内であること (5) 地域医療研修が3か月以上含まれること（註1）
	カリキュラム制	**3年を超えて9年以内に専門研修を修了**（カ整備基準Ⅳ 参照） (1) 専門研修の期間が36単位以上あること (2) 常勤指導医の在籍する施設での専門研修が24単位以上あること (3) 基幹施設での研修は6単位以上であること (4) 最も研修期間の単位が多い施設以外での研修が合計12単位以上あること (5) 地域医療研修が3単位以上含まれること（註1）

註1：地域医療研修は産婦人科専門研修制度においていずれのプログラムにおいても基幹施設となっておらず、かつ東京23区および政令指定都市以外にある連携施設または連携施設（地域医療）でのみ可能です。

Ⅶ. 専門医資格の更新及び再認定

1. 専門医資格の更新

専門医資格の有効期間は 5 年間です。2021 年度以降は学会が認定する専門医（以下、学会認定専門医）の更新制度は廃止され、日本専門医機構が認定する専門医（以下、機構認定専門医）のみの更新に移行となり一本化されました。「N」から始まる学会専門医番号は学会認定専門医の仕組みで、機構はその形式で管理をしないため、機構が発行する認定証に「N」から始まる学会専門医番号は明記されず、付番もされません。
なお、この一本化に伴い学会認定専門医資格の再認定審査は 2024 年度までで終了し、専門医認定証の再交付についても 2025 年度までで終了となります。学会専門医の有効期限は最長で 2026 年 3 月 31 日までです。

2. 2025 年度の機構専門医更新申請

次のような会員が 2025 年度に機構認定専門医の更新申請の対象となり、更新手続きを行わない場合には 2026 年 4 月 1 日で専門医資格を喪失します。

1）2020 年度の専門医認定・更新・再認定審査に合格した会員
（専門医認定期間　2021 年 4 月 1 日～2026 年 3 月 31 日）
（2020 年度に学会専門医を認定・更新した場合、学会専門医番号の末尾
-N○○20）

2）2024 年度の専門医更新猶予審査に合格し、2025 年度に機構専門医更新を行う会員（学会専門医番号の末尾　-N○○19）

3）2025 年度に専門医再認定を申請する会員（2024 年度機構専門医更新未申請者）

＊ 機構認定専門医の申請

1）必要単位

2025 年度の機構認定専門医の更新基準　必要単位一覧表
（活動期間：2020 年 5 月 1 日～2025 年 4 月 30 日）

項　目	取得単位数
i）診療実績の証明	5～10　※1
ii）専門医共通講習 （必修講習 A、必修講習 B、任意講習 C）	3～10 （必修講習 A は各項目 1 単位の受講が必須）※2
iii）産婦人科領域講習	20～
iv）学術業績・診療以外の活動実績	0～10　※3
i)～iv)の合計	50
【診療実績免除者】　※1 ⅱ)～iv)の合計	40

※1 申請時点で専門医であり、連続して3回以上の更新を経た機構専門医（学会認定専門医・旧認定医を含めて当該更新が連続4回目以上となる場合）は、診療実績の証明は更新要件から免除されます。その場合、ｉ）は不要で、ii）～iv）の合計40単位が必要となります。
診療実績の証明における「症例登録用テンプレート」および「責任者署名テンプレート」は事前に以下のURLよりダウンロードが可能です。
（https://jsog.members-web.com/outside/nf/33383/）
2026年度以降は診療実績の証明の免除は行わず、更新回数に関係なく全ての先生において診療実績の証明を提出する必要があります。
（https://www.jsog.or.jp/medical/7757/）

※2 必修講習Aの3項目（医療安全、医療倫理、感染対策）をそれぞれ1単位以上含む必要があります。必須講習Bの受講が必須となるのは2021年度以降の日本専門医機構認定専門医取得者です。したがって、2022～2025年度の更新者には必須講習Bの受講が必須である該当者はいません 。

※3 学術集会参加単位は6単位が上限となります。

※ e-learningによる上記単位の取得上限を恒常的に撤廃いたします（https://www.jsog.or.jp/medical/571/）。e-learningは会員ポータルにある「e-learning」の機構認定受講単位の表示がある項目で閲覧ができます。受講を完了するためには設問5問中、4問以上の正解が必要です。決済を経た受講単位のみが有効となります。クレジットカード、コンビニ決済あるいは銀行振込でお支払い下さい。銀行振込の場合、振込手数料は申請者にご負担いただくことになります。

※ 次回更新に必要な単位数について、会員ポータルの単位情報ページの「次回更新時の必要単位数概算」ボタンより参照いただけます。

2）申請方法

原則として本会ホームページの会員ポータルにある「専門医・指導医の認定／更新申請」からのWEB申請となります。
WEB申請が難しい場合には、書類による申請も認めます。申請書一式を作成し所属地方産科婦人科学会専門医制度委員会を通して本会宛に提出して下さい。

3）受付期間

2025年4月1日～5月31日で、詳細は所属地方産科婦人科学会専門医制度委員会からのご案内をご覧下さい。審査は年1回です。
受付期間を厳守して下さい。締切後の提出はお受けできません。

※ 詳細は学会ホームページをご参照下さい。
https://www.jsog.or.jp/medical/470/

3. 専門医資格の再認定

更新期限内に更新の条件を満たすことのできない場合は専門医資格を喪失しますが、専門医資格の更新条件が満たされた場合、再び認定を申請することができます。

2025年度の専門医再認定申請についての詳細は学会ホームページをご参照下さい。なお、学会認定専門医資格の再認定審査は2024年度までで終了しました。

https://www.jsog.or.jp/medical/470/

4. 更新猶予申請

長期の病気・留学などの事由があり、資格更新の条件を満たさない場合は、更新期間を 1 年に限り延期申請することができます。更新猶予申請が受理された場合、2026 年度に機構専門医更新を行えば、1 年遡及し 5 年間の認定期間として更新認定となり、その後は 5 年ごとの更新となります。
https://www.jsog.or.jp/medical/561/

1）申請方法

原則として本会ホームページの会員ポータルにある「専門医・指導医の認定／更新申請」からの WEB 申請となります。
WEB 申請が難しい場合には、書類による申請も認めます。申請書を作成し所属地方産科婦人科学会専門医制度委員会を通して本会宛に提出して下さい。
なお、疾病の場合は診断書を、出産の場合は出産を証明するものを、留学の場合は留学先からの証明書もしくは主任教授又は施設代表者の証明を提出して下さい。

2）受付期間

2025 年 4 月 1 日～5 月 31 日です。審査は年 1 回です。
受付期間を厳守して下さい。締切後の提出はお受けできません。

※ 詳細は学会ホームページをご参照下さい。
https://www.jsog.or.jp/medical/470/

Ⅷ. 2025 年度の指導医の新規申請・更新・再認定申請

2015 年度より産婦人科専門医制度に指導医が導入されました。2025 年度に指導医の認定申請を希望される方および 2015 年度および 2020 年度に指導医に認定され 2025 年度に指導医更新を申請される方などは、以下をご参照のうえ所定の手続きをお取り下さい。
専門医制度上の常勤の定義については「専門研修プログラム整備基準」 項目 54 を参照して下さい。(https://www.jsog.or.jp/medical/471/)

指導医には下記に示す教育法を有し、専攻医に対し適切な評価を行うことが求められます。

<u>指導医として必要な教育法</u>

(1) 指導医は本会が指定する指導医講習会に参加し、指導医として必要な教育を積極的に受けること。
(2) プログラム統括責任者は指導医が指導医講習会に参加できるよう取り計らうこと。
(3) 指導医講習会の知識を生かし、専攻医に到達度（形成的）評価、総括的評価を行うこと。
(4) 専攻医の求めに応じて、精神的、社会的な問題についてもアドバイスを行うこと。必要に応じて専門研修プログラム管理委員会などで専攻医が抱える問題への対応を協議すること。ただし、専攻医のプライバシーの保護には十分に留意すること。
(5) 自らの言動がセクハラ、パワハラなどの問題が生じないように留意すると共に、専門研修施設群内の指導者同士でも、このような問題が発生しないように留意すること。

<u>専攻医に対する評価法</u>

(1) 日常診療において常時、達成度評価を行うように心がけること。
(2) 研修管理システム上で、経験すべき症例、手術、検査などについてはそれぞれ一定の症例数を経験した時点で到達度（形成的）評価を行うこと。
(3) 1年に一度以上、研修管理システム上で全項目の到達度（形成的）評価を行うこと。
(4) 研修修了の判定時には、研修管理システム上で当該専攻医について総括的評価を行うこと。
(5) 評価にあたって、自らの評価が低い場合には、同僚の当該専攻医に対する評価も聴取し、独善的な評価とならないよう留意すること。

1. 指導医新規申請の資格要件

1) 申請する時点で常勤の産婦人科専門医として勤務しており、産婦人科専門医の更新履歴が 1 回以上ある者（申請年度に産婦人科専門医の初回更新見込みの者を含む)。
2) 「産婦人科専門研修における到達目標」に沿って専攻医を指導できる者。
3) 産婦人科に関する論文で、次のいずれかの条件を満たす論文が 2 編以上ある者 (註 1)。
   (1) 自らが筆頭著者の論文。
   (2) 第二もしくは最終共著者として専攻医を指導し、専攻医を筆頭著者として発表した論文。
4) 直近の 5 年間（申請年の 5 年前の 5 月 1 日～申請年の 4 月 30 日）に本会が指定する指導医講習会を 3 回以上受講している者。

※ 原則として、過去に指導医資格を得た者は再度の新規申請は不可とする。

2. 指導医更新の資格要件

1) 申請する時点で産婦人科診療に常勤の産婦人科専門医として従事している者。

2) 「産婦人科専門研修における到達目標」に沿って専攻医を指導できる者。
3) 直近の 5 年間（更新年の 5 年前の 5 月 1 日～更新年の 4 月 30 日）に産婦人科に関する論文が 2 編以上ある者（註 1)。著者としての順番は問わない。指導医認定時との二重使用等はできない。
4) 直近の 5 年間（更新年の 5 年前の 5 月 1 日～更新年の 4 月 30 日）に本会が指定する指導医講習会を 3 回以上受講している者。

3. 指導医再認定（指導医資格喪失者）の資格要件

1) 申請する時点で産婦人科診療に常勤の産婦人科専門医として従事している者。
2)「産婦人科専門研修における到達目標」に沿って専攻医を指導できる者。
3) 直近の 5 年間（再認定申請年の 5 年前の 5 月 1 日～再認定申請年の 4 月 30 日）に産婦人科に関する論文が 2 編以上ある者（註 1)。著者としての順番は問わない。指導医認定時との二重使用等はできない。
4) 直近の 5 年間（再認定申請年の 5 年前の 5 月 1 日～再認定申請年の 4 月 30 日）に本会が指定する指導医講習会を 3 回以上受講している者。

註 1：提出論文は原著・総説・症例報告のいずれでもよいが、抄録、会議録、書籍などの分担執筆は不可である。査読制（編集者による校正を含む）を敷いている雑誌であること。査読制が敷かれていれば商業誌も可であるが院内雑誌は不可である。但し医学中央雑誌又は MEDLINE に収載されており、かつ査読制が敷かれている院内雑誌は可とする。申請年の 4 月 30 日までに掲載された論文、または、掲載が決まった論文であることが必要である。

4. 指導医資格の喪失（次のいずれかに該当する者）

1) 産婦人科専門医でなくなった者。
2) 更新時に更新資格要件を満たさなかった者。
3) 指導医として不適格と判断される者。

5. 本会が指定する指導医講習会

1) 指導医の新規・更新のための申請者資格要件には、次の講習会の受講を含む。
(1) 第 73 回以降の日本産科婦人科学会学術講演会における指導医講習会
(2) 連合産科婦人科学会における指導医講習会
(3) 2021 年 4 月 1 日以降の各地方産科婦人科学会における指導医講習会
(4) 2021 年 4 月 1 日以降の各産婦人科サブスペシャルティ領域学会（日本周産期・新生児医学会、日本婦人科腫瘍学会、日本生殖医学会、日本女性医学学会）における指導医講習会
(5) 上記（1）の e-learning（出席・受講した講習会とは異なるもの）
該当する e-learning は会員ポータルの「e-learning」の機構認定受講単位の表示がある「指導医講習会」で閲覧できます。受講を完了するためには設問 5 問中、4 問以上の正解が必要です。なお、e-learning は決済を経た指導医講習会の受講単位のみが有効となります。クレジットカード、コンビニ決済あるいは銀行振込でお支払い下さい。銀行振込の場合、振込手数料は申請者にご負担いただくことになります。

2）指導医講習会は申請する年の 4 月 30 日までに受講したものを含めます。

※ WEB 開催やハイブリッド開催で取得した指導医講習会の単位は、現地で参加し取得した単位と同様の扱いとします。

※ e-learning による上記単位の取得上限を恒常的に撤廃いたしますので、指導医講習会受講の 3 回すべてを「学会ホームページの e-learning」による受講でも可とします。
(https://www.jsog.or.jp/medical/571/)

6. 指導医資格申請の手順

1）申請方法

本会ホームページの会員ポータルにある「専門医・指導医の認定／更新申請」からの WEB 申請となります。
書類による申請は受け付けません。

※ 詳細は学会ホームページをご参照下さい。
https://www.jsog.or.jp/medical/459/

2）受付期間

2025 年 4 月 1 日～5 月 31 日です。
詳細は所属地方産科婦人科学会専門医制度委員会からのご案内をご覧下さい。
審査は年 1 回です。受付期間を厳守して下さい。

3）審査料及び登録料の一括納入

WEB 申請画面に掲載されている手順に沿ってクレジットカード、コンビニ決済あるいは銀行振込でお支払い下さい。

＊指導医認定申請　：審査料（11,000 円)、登録料（11,000 円）を一括納入(22,000 円)
＊指導医更新申請　：審査料（5,500 円)、登録料（11,000 円）を一括納入(16,500 円)
＊指導医再認定申請：審査料（5,500 円)、登録料（11,000 円）を一括納入(16,500 円)

※ 審査料及び登録料の納入はシステムに自動反映されますが、コンビニ決済や銀行振込の場合、システム反映までに数時間から 1 日程度要する場合があります。余裕をもって行って下さい。

※ 銀行振込の場合、振込手数料は申請者にご負担いただくことになります。

※ 一旦納入された審査料については返還いたしません。

4）審査

提出された申請書は中央専門医制度委員会で審査されます。

5）認定証の交付

審査結果は、2025 年 9 月末までに各申請者宛に通知いたします。
認定証は、2025 年 10 月 1 日付で所属地方委員会を通じて交付されます（送付は 10 月以降になります)。
認定証に記載の指導医番号は「○○○○○○○○-S-◇◇◇◇」で S の前の 8 桁は本会の会員番号です。2018 年度以降は S の後の 4 桁は指導医認定時の西暦の下 2 桁×2 とし、更新すると下 2 桁が変更になります。
例）2025 年度指導医認定　-S-2525、2015 年度指導医認定・2025 年指導医更新　-S-1525

Ⅸ. 2016年度までに専門研修を開始した専攻医のための専攻医指導施設

2016年度までに専門研修を開始した専攻医のための専攻医指導施設の指定審査は2017年度まで、更新審査は2018年度まで、各種申請（区分変更、指導責任者変更）については2022年度で終了しており、以後は行っていません。専攻医指導施設の指定は2024年3月31日までで終了となりました。

旧制度の専攻医指導施設の更新審査についての詳細は以下URLをご覧下さい。
https://www.jsog.or.jp/medical/489/

X. 専門研修施設と専門研修プログラム

1. 専門研修施設と専門研修プログラム

2017年度以降に専門研修を開始した専攻医に対して、専門研修施設群はプログラム整備基準に準じて専攻医がどのように研修を行うか具体的に示した専門研修プログラムを作成することになりました。研修プログラムは専門研修施設群毎に特徴あるものが提示されますが、3年間で「産婦人科専門研修における到達目標」に示される目標を達成する計画が組まれていることが必要です。専門研修施設は下記の基準に基づいて基幹施設と連携施設(連携施設、連携施設（地域医療)、連携施設（地域医療-生殖）)に区分されます。専門研修施設は、本会中央専門医制度委員会による5年ごとの審査を受け、専門研修施設としての資格を更新します。一方、年度ごとの産婦人科専門研修プログラム、及び産婦人科専門研修プログラムを構成する研修施設群の組み合わせについては、毎年、プログラム統括責任者が本会中央専門医制度委員会に提出することが必要です。

2. 専門研修施設の基準と区分

1）基幹施設

専門研修プログラム整備基準（項目 23、31、統括責任者については項目 38）参照
https://www.jsog.or.jp/medical/471/

2）連携施設

専門研修プログラム整備基準（項目 24、31)参照
https://www.jsog.or.jp/medical/471/

3. 連携研修施設群の構成要件

専門研修プログラム整備基準（項目 25）参照
https://www.jsog.or.jp/medical/471/

4. 2026 年度に専門研修を開始する専攻医のための専門研修プログラムの申請

年度ごとの産婦人科専門研修プログラムおよび研修施設群の組み合わせは、毎年、プログラム統括責任者が提出することが必要です。

基幹施設は周産期、婦人科腫瘍の各領域に関して本会登録施設として症例登録および調査等の業務に参加することが必須となっており、プログラム申請時に登録状況を確認いたします。**専門研修プログラム申請の前年に登録事業への参加が確認できない場合には専攻医採用ができなくなる可能性がありますので、十分ご留意下さい。**

1）申請方法

詳細が決まり次第、通知します。

5. 2027 年度に専門研修を開始する専攻医のための新規専門研修施設の申請

2026年度に専門研修を開始する専攻医のための専門研修プログラムにおいて新規に基幹施設を希望する場合、ないしは、別のプログラムの連携施設等になっていない施設を新たに連携施設に追加する場合には、申請手続きを行って下さい。

【2027年度に専門研修を開始する専攻医のための新規基幹施設の適合性確認】

1）申請書類

2027年度に専門研修を開始する専攻医のための専門研修プログラムにおいて新規に基幹施設を希望する場合には下記の（1)、(2）を提出して下さい。
(1）専門研修プログラム基幹施設の適合性確認審査申請書
(2）論文の別刷もしくは論文のコピー（表紙だけではなく全体）
申請に必要な書類は会員ポータルからダウンロードして下さい。
（URLは2025年12月頃に掲載する予定です）

2）申請書類作成時の留意点

※ 既に基幹施設に指定されている施設は、申請は不要です。
※ 症例数のデータは2024年1月～12月、もしくは2025年1月～12月のどちらでも結構ですが、いずれかに統一し、締切日までに提出して下さい。

3）申請書類の提出方法

受付期間：2025 年 12 月～2026 年 1 月頃の予定です。
申請書類送付先： 〒104-0031　東京都中央区京橋2-2-8　明治屋京橋ビル3階
公益社団法人日本産科婦人科学会　中央専門医制度委員会 宛
封筒に「専門研修プログラム関連書類在中」と明記して下さい。
※簡易書留やレターパックなど記録の残る方法で郵送して下さい。

【2027年度に専門研修を開始する専攻医のための新規連携施設の適合性確認】

1）申請方法

別のプログラムの連携施設等になっていない施設を新たに連携施設に追加する場合には申請下さい。
WEB申請となります。詳細が決まり次第、通知します。
（2025年12月頃に会員ポータル内に施設適合性審査申請へのリンクを掲載予定です。）

2）申請時の留意点

※ 既に別のプログラムの連携施設等に指定されている施設は、申請は不要です。
※ 連携を組む基幹施設のプログラム統括責任者の承認を得た上で、提出して下さい。

3）受付期間

2025 年 12 月～2026 年 1 月頃の予定です。

6. 2027 年度に専門研修を開始する専攻医のための連携施設等を追加する場合の申請

専門研修プログラムにおいて連携施設、連携施設（地域医療)、連携施設（地域医療-生殖）（以上3つを「連携施設等」とする）である施設、ないしは、基幹施設が他の専門研修プログラムの連携施設に追加を希望する場合には、審査は不要です。次年度の研修プログラム提出時に施設を追記し申請手続きを行って下さい。

7. 2025 年度に行う専門研修認定施設の更新申請

専門研修施設は本会中央専門医制度委員会による5年毎の審査を受け、専門研修施設としての資格を更新する必要があります。2015年度および2020年度に行った適合性確認審査で基幹施設、連携施設に認定された施設は、申請手続きを行って下さい。

【基幹施設の更新申請】

1）申請方法

WEB 申請となります。詳細が決まり次第、通知します。
会員ポータル内の施設適合性審査申請へのリンクより申請手続きを行って下さい。
(2025年12月頃に対象者に対し個別に通知を行う予定です。)

註 1： 2026 年 1 月下旬の更新審査において、もし基幹施設および統括責任者の認定基準を満たせず更新ができない(不適合判定となった)場合は、2026 年度研修開始および 2027 年度研修開始の新規専攻医を募集することができなくなります。この場合、暫定更新として 1 年間猶予期間を設け、2027 年 1 月下旬の認定審査で基幹施設および統括責任者が適合と判断されれば、2028 年度から研修開始専攻医の採用が可能となり、その次は 2031 年 1 月下旬の認定審査で更新審査を行います。
2027 年 1 月下旬の認定審査でも不適合の判断となれば、2028 年 3 月末をもって基幹施設としての認定を取り消します。2025 年度以前に専門研修を開始した専攻医のうち、2027 年度末(2028 年 3 月末)に専門研修を修了できなかった専攻医は、他のプログラムに異動させる必要があります。2028 年 3 月末に基幹施設の認定を取り消された施設は2027年度および2028年度には基幹施設認定の申請ができず、最短で 2029 年度に申請し再認定されるのは 2030 年 1 月下旬、新規専攻医は 2031 年度から受け入れが可能となります。

註 2： 整備基準(項目 23)に従い、同一都道府県における基幹施設複数化のため第 2 基幹施設として取り扱う施設は、基幹施設の更新のために第 2 基幹施設としての認定基準を満たす必要があります。

【連携施設の更新申請】

1) 申請方法

WEB 申請となります。詳細が決まり次第、通知します。
会員ポータル内の施設適合性審査申請へのリンクより申請手続きを行って下さい。
(2025年12月頃に対象者に対し個別に通知を行う予定です。)

8. 2025 年度に行う統括責任者の更新申請

専門研修プログラムにおいてプログラム統括責任者は5年毎に資格の更新審査が必要です。2015年度および2020年度に審査認定を受けたプログラム統括責任者は申請手続きを行って下さい。

1) 申請方法

WEB申請となります。詳細が決まり次第、通知します。
(2025年12月頃に対象者に対し個別に通知を行う予定です。)

9. 専門研修プログラム・専門研修施設・プログラム統括責任者の随時の審査

2017年度以降に専門研修を開始した専攻医のための専門研修プログラムにおいて下記項目の専門研修プログラムの審査は随時行っていますので、該当する場合には研修管理システムからWEB申請を行って下さい。なお、各申請について申請方法に概要を示しますが、詳細については操作マニュアルを参照下さい。

https://www.jsog.or.jp/medical/462/

【プログラム統括責任者の変更申請】

1) 申請方法

研修管理システムの専門研修施設管理の画面において、統括責任者・副統括責任者情報の項目で副統括責任者（基幹施設担当者）として登録いただいた上で、変更申請ボタンからWEB申請を行って下さい。

※ 他プログラムの統括責任者からの異動の場合も提出が必要です。

【連携施設等の区分変更申請】

連携施設等である施設が指導医の追加や異動等により区分変更を希望する場合には申請をお願いします。

1）申請方法

区分変更を行いたい連携施設の担当者が研修管理システムの随時申請項目申請の施設関連申請の画面からWEB申請を行って下さい。

【連携施設等の資格停止・再開申請】

地域医療研修の対象外である連携施設が指導医の追加や異動等により資格停止・再開を希望する場合には申請をお願いいたします。

1）申請方法

該当する連携施設の担当者が研修管理システムの随時申請項目申請の施設関連申請の画面からWEB申請を行って下さい。

【連携施設等の辞退届】

特定の専門研修プログラムの連携施設等から辞退を希望する場合は届出をお願いいたします。

1）申請方法

該当する連携施設の担当者が研修管理システムの随時申請項目申請の施設関連申請の画面からWEB申請を行って下さい。

【指定済連携施設以外での専門研修理由書の申請】

専門研修プログラム整備基準（項目25）参照
https://www.jsog.or.jp/medical/471/

専攻医が当該プログラムの募集時に示されていた施設群以外の施設で研修を行う場合には事前に指定済連携施設以外での専門研修理由書の申請が必要です。また、プログラム統括責任者は翌年度の産婦人科専門研修プログラムの申請時に、指定済連携施設以外での専門研修を行った連携施設を研修施設群の組み合わせに含めて下さい。なお、研修施設群に加えることのできる連携施設は、日本産科婦人科学会中央専門医制度委員会および日本専門医機構が承認した施設のみです。

1）申請方法

統括責任者または副統括責任者が研修予定を登録する際に、当該施設が指定済連携施設以外の場合、指定済連携施設以外での専門研修理由書が自動で作成され、専攻医による承認をWEB上で行います。

【プログラム異動申請】

転出する基幹施設、転入する基幹施設で調整し、申請して下さい。

1) 申請方法

プログラム異動を希望する専攻医が研修管理システムの随時申請項目申請のプログラム異動申請画面よりWEB申請を行って下さい。申請後は転出する基幹施設、転入する基幹施設のそれぞれの統括責任者または副統括責任者による承認をWEB上で行います。なお、転出する基幹施設の統括責任者または副統括責任者は承認時に当該研修プログラムにおける研修予定を確定する必要がありますので、ご留意下さい。

【研修管理システム登録取り下げ申請】

産婦人科研修を「休止ではなく、終了」とする場合、研修管理システム登録取り下げ申請をお願いします。

1) 申請方法

統括責任者または副統括責任者が研修管理システムの随時申請項目申請の専攻医関連申請画面よりWEB申請を行って下さい。

10. 専攻医がカリキュラム制による専門研修を希望した場合の統括責任者の対応

専門研修プログラム整備基準（項目33）
専門研修カリキュラム制（単位制）整備基準 参照
https://www.jsog.or.jp/medical/471/

2021年度からの機構専門医への移行に合わせて、プログラム制を補完する制度としてカリキュラム制（単位制）が整備されました。専攻医は原則的として3年間の研修プログラムに基づくプログラム制で専門研修を行いますが、プログラム制で研修を行うことが適切でない合理的理由がある場合にはカリキュラム制での研修を選択できます。

2018年以降に研修を開始した専攻医がカリキュラム制を希望する場合は、専攻医本人がカリキュラム制に移行する理由と主たる研修施設群を付して本会中央専門医制度委員会および日本専門医機構に提出し認定を受ける必要があります（審査は随時実施しています)。カリキュラム制における主たる研修施設群とは、専攻医が主たる研修施設として登録する基幹施設が形成する専門研修施設群です。

基幹施設の統括責任者または副統括責任者は研修期間登録、研修実績評価および修了判定を行います。年度毎の到達目標はないため到達度(形成的)評価は不要です。専門研修の総括的評価及び修了判定は研修終了時に所属している専門研修施設の基幹施設の統括責任者または副統括責任者が行います。なお、プログラム制からカリキュラム制に移行する際に基幹施設(所属する専門研修施設群)を変更する場合、変更前までの診療実績は、変更前の基幹施設の統括責任者または副統括責任者の「承認」が必要です。

1) 申請方法

カリキュラム制への変更を希望する専攻医が研修管理システムの随時申請項目申請のカリキュラム制研修開始申請画面よりWEB申請を行って下さい。